

# 公立大学法人横浜市立大学における募金箱による寄附金受入れに関する要綱

制 定 令和 2 年 9 月 1 日  
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

## (目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学寄附金取扱規程（以下「規程」という。）第11条に基づき、募金箱による寄附金受入れについて必要な事項を定め、適正な管理を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「経理責任者」、「出納責任者」、「出納担当者」及び「収納」とは、公立大学法人横浜市立大学会計規則（以下「会計規則」という。）で定めるものをいう。

## (設置)

第3条 募金箱を設置する場合は、理事長の承認を得るものとする。

## (仕様及び管理)

第4条 募金箱は、施錠可能なものとし、経理責任者が厳重に管理するものとする。  
ただし、施錠した鍵は募金箱を設置した所属出納責任者が保管するものとする。

## (募金の収納)

第5条 募金箱を設置した所属出納責任者及び所属出納担当者は、両者立ち合いにより現金を収納したうえで募金額報告書を作成し、本部出納責任者に報告するものとする。

## (募金の受入)

第6条 寄附者が募金箱に金銭を投入したことにより、寄附の申込みがあったものとみなす。

2 前条により報告を受けた本部出納責任者は、規程の定めるところにより寄附金の受入手続きをを行うものとする。

3 前項で受け入れた寄附金については、寄附金領収書を発行しないものとする。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、募金箱による寄附金受入れに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。